個人情報ファイルの名称	敬老祝金給付事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課・市民生活部 支 所市民福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	敬老祝金の給付に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日等、3住所、4口座番号	
記録範囲	敬老祝金給付対象者	
記録情報の収集方法	市の機関内 (法令等に定めがある)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	敬老お祝い品対象者名簿		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課		
個人情報ファイルの利用 目的	敬老お祝い品対象者の把握		
記録項目	1氏名、2住所、3自治会、4生年月日等		
記録範囲	敬老お祝い品支給対象者		
記録情報の収集方法	市の機関内 (法令等に定めがある)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等			

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	老人クラブ連合会事業	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	老人クラブ連合会事業の実施に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号	
記録範囲	市内老人クラブ会員	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501	
/// · / · / · / · / / / / / / / / / / /	埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	要介護高齢者介護手当事務		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課		
個人情報ファイルの利用 目的	要介護高齢者介護手当の支給に関する事務を行う。		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5口座番号、6要介護度、7家族状況、8居住状況		
記録範囲	要介護高齢者と同居し、居宅において常時介護して いる家族		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	要介護者紙おむつサービス事業	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	要介護者への紙おむつの支給に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6要介護度、7課税	
記録範囲	要介護者紙おむつサービス申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	家族介護慰労金支給		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課		
個人情報ファイルの利用目的	慰労金の支給に関する事務を行う。		
記録項目	1氏名、2住所、3課税・納税、4口座番号、5要介護度		
記録範囲	日常生活に著しい支障のあるねたきりの高齢者及 び重度の認知症性高齢者を介護している家族		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	高齢者生活支援短期入所事業		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課		
個人情報ファイルの利用 目的	短期入所サービスの提供に関する事務を行う。		
記録項目	1氏名、2生年月日等、3住所、4電話番号、5親族状況		
記録範囲	高齢者生活支援短期入所利用者及びその家族		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等			

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	要介護高齢者訪問理美容サービス事業	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	要介護高齢者訪問理美容サービスの提供に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5要介護度	
記録範囲	理美容サービス利用者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	高齢者入浴料助成事業	
 行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	無料入浴サービスの提供に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5課税・納税、6居住状況	
記録範囲	高齢者入浴券交付申請者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	要介護高齢者ふとん乾燥等事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	ふとん乾燥等サービスの提供に関する事務を行う。
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5課税・納税、6要介護度
記録範囲	ふとん乾燥等サービス受給者及びその家族
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	福祉電話設置事業		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課		
個人情報ファイルの利用 目的	福祉電話の設置に関する事務を行う。		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5課税・納税、6家族状況		
記録範囲	おおむね65歳以上の低所得者及び外出の困難な 在宅重度身体障害者で、継続して安否確認を必要と する方。または緊急連絡等を必要とする高齢者世 帯。		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	緊急通報システム事業	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	緊急通報システムの設置に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5課税・納税、6健康状態、7家族状況、8親族状況	
記録範囲	緊急通報システム対象者及び親族等	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	ひとり歩き高齢者探知事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	ひとり歩き高齢者探知サービスの提供に関する事 務を行う。
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6親族状況、7要介護度
記録範囲	ひとり歩き高齢者等探知事業利用申請者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	ひとり歩き高齢者等見守り事業	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	二次元コード付きシール配布に係る事務を行うた め。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6健康状態、7家族状況、8親族状況、9要介護度	
記録範囲	ひとり歩き高齢者等見守り事業利用申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	介護予防に関する事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	介護予防事業参加者の把握及び緊急時の対応	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6職業・職歴、7運動能力、8健康状態、9家族状況、10親族状況、11メールアドレス、12活動時間・曜日・地域	
記録範囲	介護予防事業参加者、はにとれサポーター登録用紙 を提出した介護予防サポーター・講師	
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内(本人の同意がある)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	認知症サポーター等養成事業に関する事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	認知症サポーター等の把握及び緊急時の対応	
記録項目	1氏名、2生年月日等、3住所、4電話番号、5職業・職歴、6資格、7メールアドレス、8活動希望時間・曜日・地域	
記録範囲	チームオレンジサポーター登録用紙を提出した認 知症サポーター、キャラバン・メイト	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	生活支援サポーター養成講座に関する事務	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活支援サポーターの把握及び緊急時の対応	
記録項目	1氏名、2生年月日等、3住所、4電話番号、5メールアドレス、6活動希望時間・曜日・地域、7活動希望内容、8資格・免許、9趣味・特技、10移動手段	
記録範囲	生活支援サポーター登録用紙を提出した養成講座 参加者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター、社会福祉協議会	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	敬老事業(自治会)事務	
 行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	敬老事業(自治会)に関する事務を行う。	
記録項目	1氏名、2生年月日等、3住所、4年齢、5自治会	
記録範囲	敬老事業(自治会)対象者	
記録情報の収集方法	市の機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本庄市自治会連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル□有 ☑無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		